

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
213	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	学校給食費が公費計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付によって行うことが可能である旨を明確化されないことにより下記の支障が生じている。 【支障事例】生活保護の一種である教育扶助(学校給食費)については、私会計であれば生活保護法第32条第2項の規定に基づき学校長に対して交付可能であるが、学校給食費が公費計化された場合、自治体の長やその長から委任された教育委員会(以下、「自治体の長等」という。)が徴収権者となるため、当然学校給食費は自治体の長等あてに納付することになる。この場合、生活保護法第32条第2項には自治体の長等に交付できるとの規定がなく、また、生活保護法第37条の2に示される保護の方法の特例にも規定がないため、教育扶助(学校給食費)を自治体の長等に代理納付することができないといった事態が生じている。制度上、一旦学校長に交付し、そこから自治体の長等に納付することは可能であるが、学校の事務負担等の観点から現実的ではない。また、自治体の長等が教育扶助(学校給食費)の納付を受けるため、学校長から委任状をもらっている事例もあり、学校等の事務負担が生じている。	学校給食費が公費計化された場合における教育扶助(学校給食費)の支給方法について、現物給付での支給が可能である旨が明確化されることにより、扶助目的に沿った適度な納付が促進され、被保護者の安定した学校生活維持及び行政の効率化につながり、学校の学校給食費の未納対策や金銭管理等の課題解決に資する。	生活保護法第32条、第37条の2	厚生労働省	神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、横浜市長市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、豊川町、山梨県		宮城県、新潟市、長野県、豊川市、久留米市、熊本市、宮崎市	〇市町村における公費計への移行の増加が見込まれる中で、現物給付での支給が行えないことによる、扶助目的から外れた使用(給食費の未納)が増加する可能性が高い。移行後における現物支給が可能である旨を明確化することで、扶助目的に沿った適切な使用が確保となることから、制度改正(明確化)が必要と考える。 〇現在は、現物支給ができない場合、給食費の未納が発生する恐れがあるため、本提案に同意します。 〇当市においても、令和2年4月より公費計化されることから、運用の検討を行っているが、生活保護システム上校長への納付を前提に構築されているため、同様の事務負担やシステム改修が発生することが予想される。よって、同様の制度改正の必要性を感じている。	学校給食が公費計化された自治体のうち、一部自治体では教育扶助を現物給付していることと承知している。教育扶助の適正な実施に向けて、周知の内容について検討した。	
220	A	権限移譲	雇用・労働	公共職業訓練の受講あっせん区分のうち、受講推薦のあっせん、受講推薦(金銭給付を伴わない)について、県によるあっせんも行うよう、「職業訓練受講推薦要領」を改正すること。(ジョブカフェなどの県の就職支援機関での取扱いに加え、国・県が協働している地域若者サポートステーションにおいても、同様の取扱いが可能となるよう措置すること。)	【現状】公共職業訓練の受講には、ハローワークによる受講あっせん(受講指示、支援指示、受講推薦)が必要であり、県による受講あっせんは出来ない。 【支障事例】求職者の中には、ハローワークを利用せず県の就職支援機関のみを利用する者も一定数存在する。(主に、雇用保険が無い方)その中には、職業訓練の受講が効果的と思われる者がいるが、ハローワークでの手続きを促すほかなく、適時の訓練受講につながらず、訓練の受講機会の喪失に繋がりかねない。(ハローワークにおいて、改めての就職相談(複数回)が必要。)	職業安定法第19条、職業訓練受講推薦要領	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会	長野県、大阪府	〇県で実施される公共職業訓練の受講のために、ハローワークの受講あっせんが必要であるという現状は、求職者にとってわかりづらく、制度の利用の支障になっている可能性がある。県の就業相談窓口で受講のあっせんも行うことで、求職者が県の就業支援機関を利用する際の利便性の向上が見込まれる。	都道府県が都道府県の設置する公共職業能力開発施設内の職業訓練について、公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を受講させることが可能であることを周知することを検討することとしたい。(別紙あり)	
223	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	休日における共同保育の実施可能化	現在、一つの保育施設が年間を通じて行うことが加算要件となっている休日保育加算について、自治体内の複数施設がローテーションで休日保育を行う場合でも、休日保育加算の対象とするよう改正を求めもの	休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、一つの施設が年間を通じて日・祝日に開所する必要があるが、園長や保育士に負担がかかり担い手の確保も難しい。 【具体的な支障事例】休日保育を実施する施設は、保育士に敬遠される傾向にあり、既に実施している施設においても、保育士の退職希望があり、休日保育の実施が困難となっている。また、実質的に年中無休状態となってしまう、施設長の疲労も大きい。そのため、自治体内で休日保育を引き続き可能とするために、複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施したいと考えているが、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから施設の経済的負担が大きく、休日保育が実現できていない。 【制度改正による懸念点】休日保育加算の対象となる施設が増加し、ローテーションを行う場合、市が担う連絡調整事務が生じる。また、通常預かっていない園児を他園の保育士が預かることが考えられ、引継ぎ事務が生じる可能性もある。	児童福祉法、認定子ども園法、子ども子育て支援法	内閣府、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、川崎市、豊田市、南あわじ市、広島市、佐世保市	〇休日保育を実施している園からは園長や保育士の負担が大きく、処遇の改善をしたいといった意見がある。要件が緩和されることで、休日保育の提供出来る施設が増える可能性があるため、希望する。 〇休日保育加算の要件は「年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること」となっており、実質的に年中無休状態となってしまう、園長や保育士に負担がかかる。 本市において休日保育を実施する施設は、休日保育加算要件(年間を通じて開所)を満たさないことから、保護者から利用料を徴収し、休日保育を実施している。	現行、1カ所の保育所等で共同保育する際の休日保育加算の取扱いについては、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準上の留意事項について」(平成28年8月23日府令第51号・改文科初第127号・児童0823第1号)において、「休日保育加算における年間延べ利用子ども数には、休日保育対象施設の認定子どもに加え、休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設等を利用する子どもを含む」取扱いとしている。 複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施する場合の休日保育加算の取扱いについては、現状の加算の取扱いや共同保育の実施状況等を踏まえつつ、検討していく。
225	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定子ども園に係る耐震化調査の実施一元化	厚生労働省と文部科学省がそれぞれ行う認定子ども園等に係る耐震化調査における調査依頼時期・調査時点・調査内容(様式)の統一	各市町村及び各施設の事務負担の軽減に繋がる。	社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について(平成31年3月12日付け事務連絡)、私立高等学校等の実態調査について(平成30年5月31日付文科高第191号)	文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	札幌市、仙台市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、豊田県、大分市、兵庫県、南あわじ市、広島市、愛媛県、高知県、徳島県、大村市、熊本県	〇調査の趣旨がほぼ同一のものであるにもかかわらず、調査項目等が若干異なるため、回答にかかる作業が煩雑になっている。 〇毎年、厚生労働省と文部科学省から認定子ども園の耐震化に係る調査依頼があるが、調査依頼時期、調査時点、調査内容(様式)がそれぞれ異なるため、県内市町村及び施設の負担になっている。 〇両調査の対象施設として幼保連携型認定子ども園が重複しており、当市における事務及び施設側の負担軽減の観点から、一元化が望ましい。 〇似通った調査内容(耐震化とブロック塀の安全対策の状況調査等)であるにも関わらず調査基準日、調査対象棟、調査票様式が異なるため、国からの調査依頼が同時期であれば(文部科学省と厚生労働省の一方から調査依頼があれば、もう一方から調査依頼が来るかもしれない)と数日様子を見る。県で調査項目をまとめて市町村や事業者の負担を少なくするための調整を行う等、県の事務が繁雑となった。また、調査時期や内容を統一するが、窓口の一本化を要する。例えばブロック塀の安全対策の調査は、当初はほぼ同じ内容であったが、その後のフォローアップ調査の内容が異なるなど煩雑であった。 〇類似内容の調査が複数省庁から照会されることにより、事業者、行政ともに事務負担の増大が生じている。 〇同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生している。また、本件については、行政側のみの都合により、全ての子ども園運営事業者に対し負担が掛かっていることから、早急な改善を求める。 〇当市でも同様に事務の煩雑さを感じているところ、同様の趣旨の調査であるため、調査の一本化と両省間の情報共有を求める。 〇趣旨は同一と思われる調査であるが、調査内容が微妙に異なることや、厚生労働省と文部科学省の調査時点(それぞれ3月31日と4月1日時点)が異なることで、それぞれの調査別に回答する必要が生じ、回答する市町村や施設側の事務負担が大きい。事務負担軽減のためにも一本化を検討して欲しい。 〇厚生労働省と文部科学省それぞれから調査が依頼され負担となっている 〇認定子ども園の耐震化調査について、厚生労働省と文科省から同一の調査があり、施設への紹介回答等事務負担が生じている。また、調査の内容や時期が微妙に異なるため、同じような調査を2回行う必要があり、煩雑な事務処理が発生している。	【文部科学省】当該調査は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における耐震化率の達成目標(2020年度末までに耐震化率約95%まで向上)を測る指標となっていることから、統一化を図る時期等について慎重に検討を重ねた上で対応してまいりたい。 【厚生労働省】調査時期・時点については、社会福祉施設全体で2020年度末まで耐震化率95%という目標を掲げていることから年度末時点の情報把握する必要があり、時期の変更は困難である。また、調査内容については、「私立学校等の実態調査」、「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査」として実施しており、実態の把握及びフォローアップという性質上、過去の調査との連続性を保つ観点から対応は困難である。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
213	学校給食費の公会計化の拡充に伴い、教育扶助費(給食費等)の代理納付手続きの調整が困難となっている現状もあることから、早期に(遅くとも今年中に)、教育扶助(学校給食費)を現物給付によって行うことが可能である旨の通知発出をお願いしたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		教育扶助の適正な実施に向けて、学校給食費を徴収・管理する地方公共団体に対しても代理納付を行うことができる規定を新たに設けることも含めて検討し、必要な措置を講じてまいりたい。
220	各府県からの回答のうち「都道府県の設置する公共職業能力開発施設(高等技術専門校)内の職業訓練について、ハローワークを利用せず都道府県の就職支援機関のみを利用する求職者の適時の訓練受講を可能とするため、都道府県も受講推薦を行えるようにする」との部分は、関係府県の見解のとおり。このことを踏まえて、今後の周知の検討に当たり、以下の点を明確にされたい。 回答内の「都道府県の判断で受講させることは可能」の趣旨は、例えば「都道府県の就職支援機関経由ではなく、都道府県設置の公共職業能力開発施設に直接申込みを行った求職者についても、当該公共職業能力開発施設の判断により訓練を受講させることが可能である」との理解でよいか。				【全国知事会】 労働市場全体のマッチング機能を向上させるため、職業訓練の受講あっせんのうち、受講推薦については提案団体の提案に沿って、都道府県の就業支援機関において実施できることを周知すべきである。また、国のハローワークと同等の機能を確保するため、地方版ハローワークにおいては、都道府県が職業訓練の受講指示を行えるようにすべきである。		(提案団体からの見解に対する回答) 貴見の通り。 (地方六団体からの意見に対する回答) 「労働市場全体のマッチング機能を向上させるため、職業訓練の受講あっせんのうち、受講推薦については提案団体の提案に沿って、都道府県の就業支援機関において実施できることを周知すべきである。」について、都道府県が都道府県設置の公共職業能力開発施設内の職業訓練について、公共職業安定所長の受講推薦を受けた者以外の求職者を、都道府県の判断で受講させることが可能であり、このことについての周知を検討してまいりたい。 「また、国のハローワークと同等の機能を確保するため、地方版ハローワークにおいては、都道府県が職業訓練の受講指示を行えるようにすべきである。」については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部(職業安定法の一部改正)の施行について」(職発0819第2号)の記第6の3においてお示ししているとおり、地方公共団体の要請を踏まえ、管轄労働局として対応の在り方を個別に検討し、調整することとしている。
223	現行制度で、給付費の休日保育加算を得るには、年中無休状態で施設を開設しておく必要があり、ニーズがあっても負担が増えることや担い手不足により、実施できない施設がある。休日保育を希望していても実施している施設がないので、働き方を変える選択をせざるを得ない保護者もいる。 このような現状で、複数の施設がローテーションにて休日保育を実施することに対して、休日保育加算を認めていただければ、施設側の負担が軽減されるとともに、休日保育を必要としている保護者のニーズにも応えることができるようになると思われる。是非、加算の要件を緩和していただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		複数施設において一定期間毎にローテーションで休日保育を実施する場合の休日保育加算の取扱いは、現状の加算の取扱いや土曜日の共同保育の取扱いを考慮しながら子ども・子育て会議で議論を行い、その結果も踏まえて検討する。
225	それぞれの府県における経年比較を行う上で、調査項目と時点を変更しづらい面は理解できるが、どちらかの府県においてすべての項目を網羅した調査を実施し、両府間で結果を共有することはできないのか再度ご検討いただきたい。 また、調査を統一して実施することが困難な場合でも、各府県からの調査の発出と回答締め切り時期を同時期にさせていただいても、こちらから市町を經由して各施設に照会する際に一度に依頼できるので、県及び市町村並びに各施設の事務が省力化できる。 さらに、認定こども園への移行を推進している一方で、所管が両府にまたがるため事務が煩雑といったデメリット面が露見してしまうと移行の推進が難しくなることも考えられるため、3か年緊急対策における指標の目標時期2020年度末を経過後も、同様の調査を実施する場合には、両府ですり合わせをしていただき、調査の統一をぜひお願いしたい。				【全国知事会】 認定こども園については、同一施設が複数府県の所管となることで事務が煩雑となっていることから、施設整備交付金の一本化と同様に耐震化の調査についても一元化を図ること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		当該調査は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」における耐震化率の達成目標(2020年度末までに耐震化率約95%まで向上)を測る指標となっていることから、統一化を図る時期については慎重に検討する必要があるものの、提案を踏まえ調査の統一化に向けて関係府間で調整してまいりたい。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
226	地方に対する規制緩和	その他	認定こども園施設整備交付金等の申請に係る手続きの簡素化	認定こども園の整備に係る交付金の窓口を一本化する等、手続きの簡素化を図ること。	・認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請等の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要があるため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。 ・文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 ・両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日)	交付金に係る窓口を一本化する等により、手続きの簡素化が図られ、事業者、市町村、県の事務の効率化が期待されるとともに、事業者における施設整備工事の円滑な実施に資する。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等の整備、防音壁整備及び防犯対策の強化に係る整備計画協議要綱、認定こども園施設整備交付金に係る整備計画協議要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、福島県、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、大阪府、大阪市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、島根県、広島市、徳島市、愛媛県、高知県、大村市、熊本市、鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> 協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう一方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。また、間接補助の文科省分補助金についても、厚労省と同様に直接補助にすることにより、国の内示後の工事契約が可能になるため(現状は県の交付決定後)、内示後済な施設整備が期待できる。 施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 認定こども園の新増設案に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な投分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があり、事業者、市町村、県にとって事務負担が大変い。文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。 当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 認定こども園に係る交付金は、一つの施設に対し、幼稚園機能部分は文科省、保育所機能部分は厚労省から支給される仕組みとなっており、交付申請の際も同じような申請を文科省、厚労省にそれぞれ提出する必要がある。そのため、事業者、市町村、県は同一の資料を用意し、別々の窓口へ提出しなければならないなど、過度な事務負担を強いられている。文科省分の交付金については要綱に基づく間接補助、厚労省分の交付金については法律に基づく直接補助となっており、両省で交付金の流れが違うことで、市町村が交付申請を都道府県と国に対してそれぞれ作成せねばならないなど分かりにくい制度となっている。両省の内示の時期にもずれが生じており、内示後でない工事への着工が許されていないことから、工期の適正な管理に支障をきたしている。(平成30年6月分内示 文科省:6月27日、厚労省:6月8日) 幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で大変な量となり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用の混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよとか事業に遅延せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。 幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。 制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数省庁からの交付を受けが必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が後ろ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 以下の支障が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省と文部科学省それぞれ書類を作成する事務手間がかかる。 定員等による按分の計算方法も分からなく、事務処理に係る時間が増え、また煩雑になり書類の不備を生み出す要因となっている。 文部科学省と厚生労働省で内示日も異なり、工事契約がスムーズに行えない状況 文部科学省から協議書類について先に確認が行われ、その都度厚生労働省にも差替え書類を送っており、その後厚生労働省が協議書類の確認を行った際にも差替えがあれば文部科学省にも送ることになり、2倍の事務手間がかかる。 当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の時間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。 同一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。 申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なき状態に他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) 幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使った認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。 	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 <ul style="list-style-type: none"> 事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 協議様式の統一化 補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
226	<p>内示時期や協議様式の統一化を図っても、事務の煩雑さや制度の複雑さによる過度な事務負担は残されたままである。そのため、交付金窓口の一本化を図るなど、事務手続の効率化を進め、更なる事務負担の軽減を図っていただきたい。</p>		<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。 【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。 【広島市】 これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一般促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。 【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>		<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続が複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求む。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求む。</p>		<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいります。</p>

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
229	<p>国において、法第26条による通報を行う矯正施設を対象に通報の現状等を調査し、実態把握に努めていただきたい。</p> <p>その上で、「具体的な支障事例」に記載しているような事例が生じないよう、通報対象者及び適用に係る基準を明確にしていきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>精神保健福祉法第26条に基づく矯正施設の長からの都道府県知事に対する通報の取扱いに関する考え方については、提案自治体から提示された支障事例等を踏まえ、関係府省と協議しつつ、対応方針について引き続き検討してまいります。</p>
235	<p>臨床研修病院の行う募集・採用状況及び地元出身者の採用・育成状況並びに地域医療従事者の離脱状況は、都道府県が把握すべき内容ではあるが、当該事務を介さずとも、臨床研修マッチングシステムの確認事務や臨床研修募集定員の意向調査、医師修学資金貸与学生のキャリア形成等により把握可能である。</p> <p>また、申請の受理にあたり、都道府県は書類の記載誤り等の表面的なチェックを行っているのみであり、交付の可否や金額を判断する立場にない。なお、本補助金の交付審査に当たって「都道府県が従事要件等からの離脱を妥当と評価していない学生を採用した臨床研修病院」に関する情報が必要であれば、別途、都道府県から厚生労働省に提供することが考えられる。</p> <p>さらに、都道府県の経由を廃止した場合にすべての研修施設の申請書類が厚生労働省へ送付され確認作業に膨大な時間を要するとのご指摘だが、現行においても書類はすべて問省に送付されており、それぞれの申請内容を確認されているはずである。現に、申請内容の不備等については、その都度、厚労省担当者から都道府県あてに連絡をいただき、医療機関に修正を求めているが、むしろ都道府県を経由することにより、余計な時間がかかっていると思われる。</p> <p>合わせて、申請の受理等は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令に基づき、法定受託事務として都道府県が行なっているが、国と地方の適切な役割分担の観点から、都道府県経由の必要性が低いと判断した場合には、知事の同意を取り消すことの可否について明確にしていきたい。会計法及び会計令に基づき国の会計事務を都道府県が行う際の知事の同意についても同様である。</p>		<p>【岡山県】 都道府県として把握すべき内容が含まれているということについては、別途独自調査で把握できるため、当該補助金の手続きを通じて把握する必要はないと考える。また、厚生局の事務の多寡については、都道府県を経由するか否かにかかわらず厚生局に送付される申請書類の量に違いはなく、最終的な内容の審査も厚生局において行う必要があることから、都道府県の経由を廃止したとしても厚生局の事務量の増加や、事務処理の遅れの原因となるとは考えられない。</p> <p>なお、具体的な支障事例に記載のある第一号法定受託事務及び国費支払い事務について同意を外すことができるか否かについての回答がないため、明確にしていきたい。</p> <p>【高知県】 当県では臨床研修連絡協議会及び各病院の研修管理委員会に参画することで、臨床研修病院の行う募集及び採用の状況、研修の内容、ローテーション、履修状況等を十分に把握している。他都道府県の地域枠学生を採用したかどうかは当該補助金の申請書類では確認できない。また、現状でも、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局庶務課へ送付され確認されているという現状を鑑みれば、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れるとは考えづらい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止は困難であると考えられる。本補助金は、各都道府県が自ら設置し、定員配分等を審議する地域医療対策協議会に係る経費も補助しており、令和2年度以降は、臨床研修病院の指定権限及び定員設定等の権限が都道府県に移譲されることに伴い、これまで以上に協議会への経費支出が増加することが想定され、各都道府県にとって、本補助金の重要性は増していくと考えられる。</p> <p>また、各都道府県が行う医師確保対策や臨床研修病院の適切な管理には、地元出身者の採用・育成状況や、他県等の設置した地域枠を離脱し、他県等がその離脱を妥当と判断していない医師の採用情報（臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について）、平成29年7月31日付厚生労働省医政局医事課長通知の7に規定されるもの、研修プログラムにおける研修医個人のローテーション情報等は不可欠であり、臨床研修マッチングシステムの確認事務や臨床研修募集定員の意向調査、医師修学資金貸与学生のキャリア形成等では、直接把握できるものではなく、本補助金の申請・交付を通じてその情報を把握できる。</p> <p>さらに、都道府県の経由を廃止した場合には、現状、各都道府県が臨床研修病院との間で完結している、軽微な照会等も含めたあらゆる確認作業のすべてを地方厚生局において対応することになり、その作業に膨大な時間を要し、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れることが予想される。よって、医師臨床研修費等補助金については、引き続き、都道府県に申請書類の確認を行っていただいた上で、それぞれの都道府県内の補助事業者に交付いただくことが必要であると考えられる。なお、補助事業者からの問合せに対する対応方法を含む都道府県の負担軽減を図る方法については、検討してまいります。</p>

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
236	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	歯科医師臨床研修費等補助金の申請から実績報告までの事務について、都道府県を介することなく国・都道府県経由の廃止	臨床研修費等補助金(歯科医師)の申請及び実績報告にあたっては、「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱」(1)及び(3)並びに(11)及び(3)に基づき、補助事業者は関係書類を都道府県知事に提出することとしている。県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、本県において詳細はチェックできず、また、特段把握すべき内容もないため、県の経由を廃しても問題は生じない。なお、要綱に明記はないが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条第2項及び同法施行令第14条に基づき、第一号法定受託事務として都道府県が本事務を行っているとするれば、同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい。合わせて、会計法第48条及び予算決算及び会計令第140条に基づき、同意の上で国費支払い事務を県が行っていると思われるが、こちらも同意を外すことが可能かどうか明確にしていきたい	・都道府県の事務及び郵送費の削減 ・申請から受領、支払いまでの時間短縮	・補助金適正化法26条2項、施行令17条 ・歯科医師法第16条の2 ・歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成17年6月28日厚生労働省令103号) ・医療臨床研修費補助事業実施要綱 ・医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱6(1)(3)、8(1)	厚生労働省	長野県			宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県	<p>○提案団体と同様、県内補助事業者から届いた申請書は取りまとめて厚労省へ送付しているが、例えば申請内容に修正等が生じた場合、その都度、都道府県を経由するため、余計な時間と郵送料がかかっている。申請書の内容については、当県において詳細はチェックできない。また、臨床研修病院から県に対して補助金に関する事務的な照会があるが、当県の判断で回答できないため、病院への回答に時間を要している。これらについては、補助金の申請内容から県内の臨床研修の状況を把握していたが、来年度から臨床研修に関する権限が国から都道府県に移管されるため、当該事務の中で把握はできるため、都道府県の経由を廃止しても問題ない。</p> <p>○当県においても、県内補助事業者から提出された書類(交付申請、国費概算書、実績報告書等)の内容確認、厚生労働省への提出等の事務について、極めて短期間に相当の事務量が生じており、負担が大きいと考えている。提案趣旨に賛同する。</p> <p>○当県は、補助事業者から届いた申請書や実績報告書を取りまとめて審査し、厚生労働省へ進達するとともに、ADAMSにより補助金の交付事務を担当しているが、現状、当県では歯科医師臨床研修病院の具体的な事務を所管しておらず、当県に対する補助金の交付もない。こうしたことから、県を経由する意義はなく、県の事務手続きを廃止し、国直轄で実施しても支障はないものと考えられる。</p> <p>○県内補助事業者から届いた申請書や報告書は取りまとめて厚労省(医師保健生局)へ送付しているが、申請内容等に修正等が生じた場合、提案県同様、その都度、当県を経由し、余計な手間と郵送料がかかっている。さらには、当県でも確認できる内容等について修正等を求めると、適正に申請書等の送付がなされている団体の書類の送付も遅れることとなり、厚労省での審査等も遅れることが考えられる。</p> <p>○提案県の支障事例はもちろん、それ以外にも以下のような課題がある。</p> <p>書類の内容精査は非常に煩雑であり、かつ、詳細までチェックできる情報を持ち合わせていない項目もあるため、厚生労働省で直接内容精査を行うほうが効率的であると考えられる。申請や報告書類の提出にあたり、事業者からの質問は県に問い合わせることになっているが、交付要綱や実施要綱からは判断できない事項については厚生労働省に確認することになり、県を介すると効率が悪いと考えられる。</p> <p>○本県においても、単なる取りまとめ業務に時間をとられ、職員の負担となっているほか、郵送料の負担も生じている。</p> <p>○提案県が具体的な支障事例として指摘している問題は、本県においてもそのままではあるため、全面的に審判に同意する。また、厚労省が都道府県経由を廃止しない場合であっても、第一号法定受託事務として実施する上での知事の同意を外すことにより、当該都道府県において事務を行う必要がなくなるのかについても明確にしていきたい点についても全面的に同意する。</p> <p>本補助金の事業主体は厚労省であり、研修医(歯科医師)の受け入れを行う県内の病院に対して人件費等の補助を行うものであるが、補助金適正化法第26条第2項及び同法施行令第17条第1項の規定に基づき、全ての都道府県において当該補助金等の交付に関する事務のうら</p> <p>・補助金等の交付の申請の受理 ・申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査 ・交付決定の通知 ・実績報告の受理 ・補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知等を、都道府県知事の同意の上で第一号法定受託事務として行っているものである(参照:平成12年6月6日厚生省告示第249号)。また、支払事務では、都道府県において国費を受入れ、都道府県が申請者に支出しているが、当該補助金は厚労省の事務であるため、都道府県の歳入歳出予算書から除外される。</p> <p>都道府県は申請書・実績報告・国費の受入及び補助金支出についてトンネルの役割を負っているが、都道府県において申請者と国との間の連絡調整のために相当の事務負担が生じており、また、申請者の側の便益及び事務負担を考えると一連の事務が厚労省及びその出先機関で完結することが望ましいものとする。</p> <p>○本県が指定医療機関からの問い合わせに対して回答したり書類の確認を行ったりするノウハウがない。また書類の提出を本県を経由して行うことで、時間とコストがかかり、他の業務に支障が生じている。</p>
237	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る勤務状況確認に関する証明書の発行・収集業務の負担軽減	「処遇改善等加算Ⅰ」の認定のためには、各保育施設等の保育士等の経験年数・勤続年数を確認する必要があり、各保育施設等が新たに雇用した保育士等については、当該保育士等の勤務した施設が発行する勤務証明書をもとに、全国一律で保育士の勤務状況のデータベース化を図り、そのデータで加算認定ができる仕組みの構築や、現在勤務証明書が収集できない場合に例外的に認められている年金加入記録等での確認を通常の運用とする等、経験年数確認の事務負担の軽減を求める。	潜在保育士や転職する保育士等が現場復帰する際の負担軽減につながる。また、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定にかかる自治体の事務負担軽減と、事務の適正化が図られる。	子ども・子育て支援法 公定価格に関するFAQ(よある質問)(Ver.12/平成30年9月27日時点版)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西西広域連合	秋田県、千葉県、川崎市、鎌倉市、浜松市、豊田市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、東大阪市、島本町、南あわじ市、鳥取県、広島県、香川県、佐世市、大分県、宮崎県、宮崎市	<p>○前職職が閉鎖した、あるいは証明を依頼できる状況でないために、在籍証明の取得を断念したといった状況が見受けられる。加えて、締切の採用や月途中での採用・退職があり、施設でも自治体でも確認の負担が大きくなっている。今後、キャリアアップ研修の受講記録に「キャリアアップ研修の受講記録については、県独自のデータベース化を図っている。加算認定ができる仕組みの構築等については市町村の意向も反映させた上で、事務負担の軽減を図る必要がある。</p> <p>○経験年数に含めることができる施設かどうかの確認に時間がかかる(現在は存在しない施設、市外の施設等)。過去に勤務した施設がなくなっており在職証明書が入手できない場合は経験年数の算定が困難である。</p> <p>○当市でも、保育士等対象職員が法人への転職や出産に伴い退職し、別法人へ再就職する等により前歴証明が毎回必要となる状況が増え、その都度全ての証明書を整理する事は保育士等対象職員にとっても負担が増えている。また、その確認作業を行う自治体の負担も増えている。前歴情報がデータベース化できれば、保育士等職員と自治体の両方の事務負担が軽減される。</p> <p>○当市においても、経験年数に含めることができる施設が少なく、各自治体も勤務証明の取得に時間がかかっている。また、本人の条件を満たしているかと思っても、勤務証明を見ることができないこと、施設についても当該施設でないこともあり、負担だけが強くなる。</p> <p>○同一の市町村内で転職された保育士であっても、改めて証明の提出を求めるとなる現在の形では、保育士、施設、自治体すべてにとって負担となっており、制度の複雑化と相まって申請の遅れを引き起こしている。</p> <p>○全国一律の勤務状況のデータベース化を整備することにより、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る事務負担の軽減に加え、保育士試験においても、実務経験の認定証明で受験者にとって多くの負担となっているため、これに係る事務負担の軽減も期待できる。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定における経験年数の確認については、事務量が非常に膨大な状況である。既に廃止している施設に過去勤務していた場合には、勤務状況の確認が困難である。また、当時の市立施設においては、職員の在職を証明する書類の保存年数が決まっており、保存期間よりも前に勤務していた者の在職を証明することが困難な状況である。</p> <p>○当市においても、処遇改善等加算Ⅰの認定事務は膨大なものであり、特に4月から5月にかけて、市内約200園ある私立保育所等の職員一人ひとりの経験年数を決定し、そこから園の加算率を決定する事務が発生している。また、勤務証明書についても、施設ごとに様式が異なるため、必要事項が記載されていないなどの問題もあり、これらが解消されるのであれば、提案されている措置には賛成である。ただ、全国的なシステムを構築する必要があるため、処遇改善等加算Ⅰの経験年数の確認に用いるだけでなく、例えばシステム内で園から市町村等に同加算Ⅰ・Ⅱの申請もできるようにする。提案にもあるキャリアアップ研修の記録も確認できるようにする。処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱは保育所等施設で勤務する事務等職員も対象となることから、これらの経験年数も確認できるようにするなど、保育士・幼稚園教諭等職員の総合的・複合的なシステムとして構築・運用をいただきたい。また、保育士等の個人情報にも関わるものであるため、その点についても十分注意していただきたい。</p> <p>○町では、待機児童が多数発生しており、数年以内に、複数の事業所が整備される予定となっていることから、今後、加算要件の確認作業についてはさらに多くの時間を要するものと想定される。また、本町のような小規模自治体では、職員数も少なく、ノウハウが蓄積されていないため、一から作業を覚えなければならない現状があり、事業者から書類が提出されても、スムーズな加算要件の確認が出来ず、最終的に、事業者に負担をかけてしまう場面もあるのではないかと懸念される。何らかの方法にて事務の簡素化ができれば、自治体や事業者、保育士自身の負担軽減につながり、安定した運用が可能になるのではないかと考える。</p> <p>○当県でも、約5,000人分の経験年数確認のため、施設において膨大な書類の作成と、県において書類の確認作業を毎年行う必要がある。相当の事務負担を強いられる。</p> <p>○当市においても、認可園の増加や、それによる転職の増加により、確認作業が増加している。また、園または保育士側の事務としても在職証明の発行や発行依頼の事務が負担となっている。そのためデータの一元管理を行えば市区町村の負担と園や保育士の負担が軽減されると思われる。</p> <p>○現在は各園に資料提出を求めたり、時間を要している。情報連携により、こうした時間の短縮が見込まれる為、事務の軽減につながる。</p> <p>○園長にもあるとおり施設ごとの勤続年数など確認事項が多く、それが膨大な事務量となっている現状となっている。また、行政側では処遇改善等加算の事務について、本来年度初めに認定するべきではあるが、複雑な制度かつ事務量の多さから確認・認定事務に年度中旬から後半にまたいでいる状況。そのため不適切な月次の給付費支払や、施設側の次年度に向けた処遇改善計画に遅れが生じている。無償化事務が今年度より始まり、施設と行政それぞれに事務負担が増えていることから、処遇改善等加算の認定事務の簡素化に向けた早急な対応をお願いしたい。</p> <p>○複数の施設を経験した保育士の勤務証明の確認は、本人や施設、自治体と確認作業が膨大となっている。</p> <p>○当区においても、認可保育所(私立)および地域型保育事業所の施設数も多く、毎年度、多数の保育士の異動や新規採用も生じているため、「処遇改善等加算Ⅰ」の認定に係る経験年数・勤続年数の確認作業は、膨大な事務負担となっている。なお、提案のような全国一律でのデータベース化は非常に有効な方法であるが、その仕組み構築・維持するための、新たに区市町村がデータ収集や登録等の業務を担うようであれば、大幅な負担軽減には繋がらない恐れもあると考える。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
236	<p>歯科保健医療ビジョンの趣旨は理解できるが、今後、歯科医師臨床研修体制を通じた歯科医療機関の役割や歯科医師養成状況の把握等が必要であるならば、別途網羅的な調査が必要であり、本補助金の申請をもって都道府県が歯科医師臨床研修体制に関する十分な正確な情報が得られるとは考え難い。</p> <p>また、都道府県の経由を廃止した場合にすべての研修施設の申請書類が厚生労働省へ送付され確認作業に膨大な時間を要するとご指摘だが、現行においても書類はすべて同省に送付されており、それぞれの申請内容を確認されているはずである。現に、申請内容の不備等については、その都度、厚生省担当者から都道府県あてに連絡をいただき、医療機関に修正を求めているが、むしろ都道府県を経由することにより、余計な時間がかかっていると思われる。</p> <p>さらに、申請の受理等は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令に基づき、法定受託事務として都道府県が行なっているが、国と地方の適切な役割分担の観点から、都道府県経由の必要性が低いと判断した場合に、知事の同意を取り消すことの可否について明確にしていきたい。会計法及び会計令に基づき国の会計事務を都道府県が行う際の知事の同意についても同様である。</p>		<p>【岡山県】 厚生労働省の事務の多寡については、都道府県を経由するか否かにかかわらず厚生労働省に送付される申請書類の量に違いはなく、最終的な内容の審査も厚生労働省において行う必要があることから、都道府県の経由を廃止したとしても厚生労働省の事務量の増加や、事務処理の遅れの原因となるとは考えられない。</p> <p>なお、具体的な支障事例に記載のある第一号法定受託事務及び国費支払い事務について同意を外すことができるか否かについての回答がないため、明確にしていきたい。</p> <p>【高知県】 現状でも、すべての基幹型臨床研修病院等の申請書類が地方厚生局医事課へ送付され確認されているという現状を鑑みれば、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れるとは考えづらい。</p>				<p>歯科医師臨床研修費等補助金の申請等に係る都道府県経由の廃止は困難であると考えられる。</p> <p>本補助金を申請しようとする医療施設は、人的にも設備的にも充実した施設で、地域で中核的な役割を果たす歯科医療機関であること、さらに本申請の事業計画から、医療連携体制の構築に当たって歯科医師が果たす役割(特に医科歯科連携)が把握可能であることから、都道府県において医療提供体制に関する検討を行う際に必要な歯科医療機関の基本的な情報が、本申請・交付を通じて把握できる。</p> <p>また、歯科医療機関の役割や歯科医師養成状況の把握等のためには別途網羅的な調査が必要とごだが、現状申請書で把握できる内容については、現状の通り申請書から読み取れる情報を有効活用することが望ましいと考える。</p> <p>よって、都道府県の経由を廃止した場合には、現状、各都道府県が臨床研修施設との間で完結している、軽微な照会等も含めたあらゆる確認作業のすべてを厚生労働省において対応することになり、その作業に膨大な時間を要し、補助金の交付が現状よりも大幅に遅れることが予測される。</p> <p>よって、歯科医師臨床研修費等補助金については、引き続き、都道府県に申請書類の確認を行っていただいた上で、それぞれの都道府県内の補助事業者に交付いただくことが必要であると考えられる。</p> <p>なお、補助事業者からの問合せに対する対応方法を含む都道府県の負担軽減を図る方法については、検討してまいります。</p>
237	<p>「公定価格に関するFAQ(よくある質問)(Ver.12)」の127の内容について、確かに一律の証明書を求めるものではないと示されているが、この127の後段には、「事業所名、職種(保育士、調理員等)、雇用形態(常勤・非常勤等)、勤務時間、雇用期間などの内容が確認できるような項目」が記載された資料で確認することを想定されている。まずは、このような資料が「勤務証明書」以外に存在するかご教示いただきたい。</p> <p>本市としては、国の「子育て安心プラン」の進展や、幼児教育・保育の無償化の実施に伴って、今後も保育の受け皿が拡大するとともに、保育人材の流動化もますます進むと考えられており、保育士に限らず、処遇改善等加算を受ける全ての職員についてデータベース化が進むことが理想であると考えているが、まずは処遇改善等加算の認定の多数を占める保育士資格を有する者のデータベース化を求めている。</p> <p>その実現に時間がかかる場合は、暫定措置として、経歴年数確認の事務負担の軽減を求めているが、勤務証明書を原則としていないのであれば、「平成28年度における処遇改善等加算の取扱いについて」(平成28年6月17日付け事務連絡)において、「事業所が廃園しているなどの理由により、在職証明書等の取得が困難な場合」という例外的な場合に「加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料」をもって、当該職員の勤続年数を確認して差し支えないとなっていることから、この取扱いが例外ではなく、職歴が把握・推認される資料をもって認定できるよう、各種通知やFAQの見解の統一をしていただき、処遇改善等加算 I の経歴年数確認の事務負担の軽減を今年度中にも実現していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>なお、当該事業については、交付金算定に伴い生じた事務と考えられるので、そもそも補助金、交付金の自由度を高めることにより、補助金、交付金申請のための事務量の軽減を目指すことも検討されたい。</p>			<p>事業所名等を確認する資料については、単一の資料で確認が困難な場合には、職歴証明書、雇用保険加入履歴や年金加入記録など複数の資料を組み合わせて確認することを想定している。</p> <p>データベース化については、第1次回答のとおり、一部の職員のみをデータベース化したとしても、必ずしも事務負担の軽減に繋がらないと考えている。</p> <p>個々の職員の勤続年数の確認に必要な書類については、加算認定申請書に記載された職歴が把握・推認される資料で差し支えない旨の見解を改めてお示しする。</p>	

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
269	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法における介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加すること。	【制度改正の経緯】生活保護法改正により、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた場合は、介護サービス事業所があらかじめ特殺の申し出をしない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされる。(生活保護法第54条の2第2項)生活保護法第54条の2第3項の規定において、別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る指定は、当該介護機関が同表下欄に掲げる場合に該当するときはその効力を失うこととなる。(該当項目には、介護保険法各条項における「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「指定の効力が失われたとき」が規定されている。) 【支障事例】別表第2には、より軽微な処分である「指定の効力が停止された場合」が含まれていないため、効力が停止された場合には、行政手続法に基づく処分手続を行う必要がある。 本市において、平成30年度に上記の事例が1件発生したが、処分にあたり、当該事業所に対し弁明書の提出期限を2週間と定め弁明の機会を付与するなど、事業発生から処分通知を発生するまでは、内部の事務手続き等を含め1カ月要した。	生活保護法第54条の2別表第2下欄に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することで、より重い処分である「指定取消し」などとの整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担を軽減できる。	生活保護法第51条、第54条の2(別表第2)介護保険法	厚生労働省	指定都市市長会		宮城県、千葉県、神奈川県、石川県、福井市、名古屋市長会、大阪府、八尾市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市	○生活保護法第54条の2別表第2に、介護保険法各条項に規定される「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することで、より重い処分である「指定取消し」などとの整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながる。 ○提案内容のとおり、他の処分との整合性を図る観点から現行制度を見直ししてほしい。 ○事業所の都合等により、各介護サービス又は業務を一時停止とする可能性は多いにあるため、「指定の効力の停止が行われた場合」を追加することはよいと考えられる。	全国の自治体においてどの程度同様の支障事例が生じているのかを把握したうえで、必要な対応について検討してまいりたい。
270	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間並に自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認を現行の1年から2年に延長する。	・現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。 ・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。 ・更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。 ・近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。	・手続きが簡素化し、利便性の向上が図られる。 ・窓口負担が減り、相談業務に注力できる。 ・意見書の期間と同様になるため、申請者及び医療機関とトラブルが少なくなる。	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第55条	厚生労働省	指定都市市長会	平成28年地方分権改革に関する提案募集提案事項(管理番号76)	宮城県、秋田市、白河市、日立市、石岡市、千葉市、八王子市、新潟県、小松市、豊橋市、刈谷市、大阪府、兵庫県、南あわじ市、徳島市、八幡浜市、熊本市、鹿児島市	○更新手続きが1年ごとで意見書の提出が2年ごととされている。そのため、利用者が意見書の必要年を把握しておらず窓口での説明に時間を要している。疾患によっては、一年に一度の診察の場合もあり、その場合はほとんどの利用者が忘れており、当院から連絡するなどの事務処理に時間を要している。 ○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書(医師の診断書)の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者がいるなど、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。申請の増加に伴い、交付までに係る事務量が増加し、受給者証の早期発行が困難な状況となっている。 ○精神手帳更新時に、自立支援(精神通院)の更新が漏れてしまい、自立支援用診断書を再度取得してもらう必要がある。 ○提案市と同様、申請者の混乱と窓口でのトラブルを招く状況もあることから、更新手続き見直しの必要性を感じている。 ○当市においても、同様の状況である。更新時に診断書の添付・不要の2種類あることから、受給者も混乱し、事務も煩雑となっている。また、更新申請を忘れる受給者も多く、トラブルになることも多い。そのため、精神障害者保健福祉手帳と同じ、有効期間を2年とするのが望ましいと考えられる。 ○平成31年4月1日時点での自立支援医療受給者数は5,940人であり、全員が毎年手続きが必要なので、毎日窓口が大変混雑している。手帳と自立支援医療の両方をお持ちの方は、診断書が2種類必要になることもあり、患者負担も大きい。 ○提案団体同様、申請手続きが申請者・医療機関・行政の負担となっている。また、行政側においてはその対応に要する事務量が他業務を圧迫している。 ○当県においても、同様に事務の簡素化について課題があると認識している。有効期間を延長することで、煩雑な事務を簡素化できるものと考えられる。 ○当市における受給者数は、年間約100人前後増え続けており、これに伴い、今後更新の受付件数も増えることになる。その分、医療機関による診断書の作成、申請受付窓口、県への運送のチェックに要する時間が確保されている。また、県による審査の負担も増え続けているものと思慮される。更新を2年に1回とした場合、考慮すべきと考えられる事項は、1点目は受給者として受け続けるか返却するか判断の機会について、2点目は所得区分の変更についてである。1点目については、本人の判断又は医療機関の医師と精神障害者との相談の上、2年の間に受給者証を返却することは可能であるため問題ないと考える。2点目については、所得判定基準を今年度及び前年度の所得の合計にするなど柔軟に対応することでクリアできるものと考えられる。よって、更新期間を延長してもおおむね支障がないものと考えられる。以上のことから、更新期間延長に伴う影響はあるとしても、増え続けている受給者に対する医療機関の診断書の作成から始まり、県の決定が出るまでの事務及び更新に伴う受給者の負担を考慮すると2年に1回の更新が適切ではないかと考える。(※参考:当市における自立支援医療(精神通院)受給者数の推移 平成28年度末:1,971人、平成29年度末:2,171人、平成30年度末:2,264人) ○更新時に添付する書類が人によって違う(診断書の必要年、必要でない年)が、診断書が必要な年なのかどうか理解できていない申請者があり、申請者自身が混乱する場合がある。行政の窓口でも必要な書類が揃わなければ受付できず、申請者と行政それぞれ時間がかかってしまう。受給者が増加傾向にある現状に至っては、精神保健福祉手帳と同じ2年の有効期限に合わせるなど、申請者の負担軽減および事務処理の時間短縮を検討してもいいのではないかと考える。 ○現行の制度において更新手続きは1年ごとであるが、更新時に添付する意見書の提出は2年ごととなっている。そのため、更新手続きの際に必要な意見書を準備してくる利用者が、混乱やトラブルを招くと同時に利用者に不利益が生じている。また、精神障害者保健福祉手帳の更新手続きは2年ごとであるため、自立支援医療(精神通院)の更新を忘れるなど、当該手帳を所持する利用者に負担や混乱が生じている。加えて、更新書類に意見書添付分と不要分の2種類があることから、事務処理が煩雑で時間を要している。さらに、近年の受給者増により、窓口での待ち時間が長くなっている。 ○当市でも同様の状況であるが、課税状況等に変化があり、負担区分が変更になる方の対応は必要であるため、市町村による課税照会と対応策を含めて検討する必要がある。 ○当市も負担に対する考え方は、提案事項の内容とおりである。福祉に携わる人員確保が困難にもなっているため、業務を見直し、業務の負担緩和は考えていくべきである。 ○現行の制度では1年ごとの更新であるが、更新手続きの際に診断書の提出が2年に1度であるため、利用者及び医療機関に混乱が生じており、窓口や電話で提出書類を聞かれた際に診断書の提出が必要であるか不要であるかの回答がしづらい。利用者の増加に伴い、年々業務量が増加している。 ○精神障害者保健福祉手帳所持者と所持していない者のいずれにおいても、更新を2年に1回にすることは、受給者の負担軽減につながる。また、当市における自立支援医療(精神通院)受給者数が猛烈なスピードで増えている中、マイナンバー対応により更に煩雑な事務処理も増え、職員負担は膨大になっている。これらのことから、更新を2年に1回へ延長したい。 【受給者数】 平成20年度末 8,313人 平成30年度末 16,028人 →10年間で1.9倍に増加 ○更新申請に際して診断書の提出の要・不要があることから受給者に混乱が生じることがある。特に診断書が不要な更新申請時に受給者が更新を忘れると診断書を取得しなければならず、受給者に負担が発生している。 ○近年受給者数が増加していることから、更新手続きを含めた事務手続及び判定業務に時間を要し、受給者証の交付が遅れるなど、申請者に不利益が生じている。診断書の提出は2年に1度でよいこととされているが、更新申請の度に申請者が診断書が必要な申請かどうか理解しおろす混乱が生じている。 ○同様の支障事例があり、制度改正により利用者にとって手続きの簡素化に資する。 ○手帳と同じ2年ごとにする事で申請者及び窓口事務の負担は軽減される。	自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を1年から2年に延長することについては、平成28年度地方分権改革の管理番号76にて提案されており、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認については、税法上、所得認定は毎年行われているものであり、適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
269	<p>平成25年の生活保護法の改正における指定介護機関の指定事務に係る見直しは、以前は不適正な介護機関への対応が十分行われる環境に無かったことを踏まえて行われたものである。法改正による当初の目的を達成するためには、不適正な介護機関への対応として、介護保険法の規定による「指定の取消し」や「指定の効力が失われたとき」のみならず、「指定の効力の全部又は一部が停止されたとき」についても、生活保護法上の処分を運動させ、同様の処分が行われるよう整備する必要があると考える。介護保険法の規定による「事業の廃止があったとき」、「指定の取消しがあったとき」、「効力が失われたとき」には生活保護法上も運動して同様の処分が行われるのに対し、「指定の効力の停止があったとき」のみ処分を運動させない理由はないと考える。</p> <p>そもそも、制度改正については支障となっている数の問題ではなく、適切な制度設計とすることで、煩雑な事務処理を回避し、行政処分の迅速化、かつ、手続きの簡素化により介護機関及び行政の事務負担の軽減を図ることが求められると考える。</p>		<p>【千葉市】 「指定取消し」など他の処分との整合性が図られ、介護機関に対してより効率的な処分手続きを行うことができ、介護機関及び行政の事務負担の軽減につながることを期待できることから前向きな検討を期待する。</p>		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>提案団体において支障事例が生じていることも踏まえ、2次ヒアリングまでに前向きな結論を出していただきたい。</p>	<p>介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合における生活保護法での運動した指定の効力の停止について、次の地方分権一括法において、生活保護法の改正等必要な措置を講ずることとする。</p>
270	<p>本提案は、受給者及び行政の負担軽減を求めるものである。</p> <p>自立支援医療(精神通院)の更新については、診断書の提出は2年毎で良いにもかかわらず、受給者証の有効期間が1年であるため、更新手続きと、自己負担上限額の決定に必要な課税状況等の確認が1年毎であるため、毎年、市町村の窓口等にて手続きをしなければならず、受給者にとっては、大きな負担となっている。</p> <p>この上、追加共同提案団体の支障事例にもあるとおり、受給者数は、制度の施行当初から右肩上がりで増加し続けている。これにより、行政の事務量は増大し、本来の相談業務にも支障を来している現状がある。さらに、自立支援医療受給者証の交付も処理量が多いため、交付が遅延することになり兼ねない。これらの点を十分に踏まえた上で、引き続き、制度そのもののあり方を含めた見直しを求める。</p> <p>また、所得認定については、厚生労働省からの1次回答において、「適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。」とのことであるが、受給者の負担軽減の観点から言えば、受給者証の有効期間の延長に合わせて、所得認定の期間も延長しなければ、効果は乏しいと言える。受給者の大半は生活環境に大きな変化がない場合が多く、課税状況等が変化することも少ない。そのため、更新時における課税状況等の確認においても、大半が自己負担上限額に変更がなく、2年毎の所得認定でも影響は少ないと言える。なお、市町村によっては、影響額を考慮し、対応策を含めて検討する必要があるが、課税状況等に変更があり、受給者に不利益が生じた場合等は、所得区分の変更申請を行うことで対応していくことが可能である。</p>				<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>自立支援医療(精神通院)の支給認定の有効期間を1年から2年に延長することについては、平成28年度地方分権改革の管理番号76にて提案されており、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和元年中を目途に結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずることになっている。</p> <p>自己負担上限額の決定及びその決定に必要な課税状況等の確認については、税法上、所得認定は毎年行われているものであり、適切な公費負担の考え方から、所得認定の期間を延長することは望ましくない。</p>

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
271	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	老人福祉法施行規則に基づく届出書類等の簡素化	介護サービス事業者からの申請・届出書類について、事業者は介護保険法及び老人福祉法双方に規定される事業者であるため、それぞれの法律に基づく書類を作成する必要があり、過大な負担となっている。また、受理・受領する側の行政についても同様である。 ・「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実施把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組み」とされた。 ・これを受け、平成30年6月29日に「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成30年10月1日に施行されている。この省令は、文書量を削減する観点からの対応であり、介護保険法施行規則を含め4本の省令の改正が行われているが、老人福祉法施行規則の改正は行われていない。 ・老人福祉法施行規則においても文書量削減のための改正が行われない限り、事業者及び行政双方の負担軽減に資することはできないと考える。	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえた帳票等の文書量半減の取組が、①政府をあげて取り組んでいる介護離職ゼロの実現に向けた取組の一環であること、②各介護サービス事業者や利用者の負担の軽減に資する取組であることから、「介護離職ゼロ」の実現や事業者や利用者の負担の軽減とすることに加え、行政の事務処理負担の軽減にもなる。	・老人福祉法第14条及び第15条等 ・老人福祉法施行規則第1条の9、第1条の14及び第2条等	厚生労働省	指定都市市長会	・平成26年地方分権改革に関する提案募集提案事項(管理番号291) ・平成27年4月10日付け事務連絡(厚生労働省老健局高齢者支援課長興課・老人保健課)※上記提案事項に係る対応方針に基づく事務連絡 ・平成30年厚生労働省令第119号	千葉県、千葉県、八王子市、新潟県、名古屋市中区、堺市、八尾市、岡山県、愛媛県、福岡県、宮崎市	○介護保険サービス事業所として指定を受けたことにより、老人福祉法としての届出が必要であることを認識していない事業所が多く、届出の受理等以外にも、個別に事業所に対して説明等を行う必要があり、自治体として業務の負担になっている。また、事業者としても、指定のために2種類の届出を行わなければならないだけでなく、要項内容によっては届出の有無が異なり、事務が煩雑である。これにより、文書量の削減や自治体及び事業者の負担を軽減できる。具体的には、新規届出は500件のうち32件、廃止届出は53件のうち40件及び変更届出1,255件のうち941件が二重の届出となっている。老人福祉法の届出が簡素化されれば、事業者と自治体で約2,000枚の文書量及びこれらに基づく書類審査や事務手続きが削減・軽減できる。 ○平成30年度に介護保険法施行規則で申請時の必要書類を削減しているが、老人福祉法上で必要書類の見直しが行われていないため、申請時に必要な書類が多く、事業者、市双方に事務負担がかかっているため支障がある。 ○介護保険法と老人福祉法の整合性が取れていないため、改正前に比べて事業所の届出間違いが増加した。 ○事業者の提出すべき書類が多く、事業者、市双方に事務負担がかかっているため支障がある。	介護分野の文書削減に関しては、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「文書量の削減に向けた取組について、介護分野においては、2020年度初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2018年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。」とされている。このうち、「国及び地方公共団体が求める文書」については、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書について、順次、実態把握及び必要な見直しの検討を行っており、この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の名義・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削減する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済み(平成30年厚生労働省令第90号及び第119号)。これに加えて、今年度は、更なる見直しのため、介護保険部会の下に新たに「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設け、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して、必要な検討を行う予定であり、同専門委員会の検討結果も踏まえ、必要な措置を講じていく予定。老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく届出文書についても、同専門委員会における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進める。
276	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域型保育事業の確認の効力の制限の廃止	子ども・子育て支援法においては、児童が居住する市町村外の地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業など)を利用するには、居住地の市町村が、事前に施設の所在市町村の同意を得たうえで、当該施設要件等の確認(法第43条)を行う必要がある。 しかしながら、実際の利用決定は、それぞれの市町村の利用調整の担当者間で調整しており、利用の決定後、利用開始前までの間に、上記の同意や確認を行う必要があるが、利用決定を迅速する形となり、形骸化している。 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用も行われていることから、同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。	形骸化している市町村間の同意や確認についての事務負担を軽減することができる。また、施設にとって、手続きの簡素化を図り、利便性の向上が見込まれる。 なお、地域型保育事業の広域利用の手続きは、教育・保育施設と同様に、居住地の市町村と施設所在の市町村間で行うものであるため、支給認定漏れや給付漏れといった新たな支障は生じないものとする。	子ども・子育て支援法31条、43条	内閣府、厚生労働省	指定都市市長会	札幌市、大阪市、池田市、南あわじ市、広島市、松山市、熊本市	○同意や確認については事務的に煩雑であり、事業者や市町村の負担となっている。 ○本市及びその周辺の市町村には、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。本市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じて、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受交付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解が苦しんでいる。 ○本市においては、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に臨み必要と考える。 ○事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。 ○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、本市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものとする。 ○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要性があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。 ○本市においては、本市居住児童の利用が想定される近隣市町村との間で、確認に当たり必要とされる同意を不要とする旨の同意に関する協定を結んでいる。それでも当該施設の確認に関する手続きは必要であることから、当該制度改正により、本市及び施設の事務負担軽減に資するものとする。 ○本市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得してあり、事務負担となっている。	地域型保育事業は、本来、都市部や離島へき地など、それぞれの地域の実情に応じた生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いている市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。 ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。 なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の選用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。	
278	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児入所施設における重度障害児支援加算費の適用要件について	重度障害児支援加算費の適用要件について、障害児入所施設の小規模グループケア化に対応できるよう、加算対象の施設要件を緩和すること。 障害児入所施設において、重度障害児を受け入れたことによる報酬の評価(加算)については、障害児の支援度に係る要件だけでなく、厚生労働大臣が定める施設基準(①重度障害児専用棟を設ける。②専用棟の定員20名以上とする。③居室については1階に設ける等)が設けられている。 本市においては、障害児入所施設について小規模グループケア化を進めているところだが、上記の施設基準(専用棟の定員20名以上等)があるため、重度障害児を受け入れている小規模グループケアにおいて、重度障害児支援加算を受けることが出来ない場合が多く、運営面での負担となっている。 (参考)重度障害児支援加算の要件を満たす岡山市の重度障害児の福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):25名 ⇒このうち、14名が重度障害児支援加算が受けられていない 国としても障害児入所施設について、小規模グループケア化を推進するよう示している一方で、重度障害児支援加算については定員を20人以上としていることは、制度として一貫していないと考える。	施設基準を緩和することにより、小規模グループケアによる重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。	児童福祉法24条の2、児童福祉法に基づく指定入所支援に関する費用の額の算定に関する基準、重度障害児支援加算実施要綱	厚生労働省	指定都市市長会	魚沼市、熊本市	○本市においては、一部事業組合で障害児入所施設を運営しているが、小規模な施設で総定員が20名であること、豪雪地で1階に居室を設けることができないこと等から上記の施設基準(専用棟の定員20名以上、居室を1階に設ける等)に該当しないため、重度障害児支援加算を受けることが出来ず、運営面での負担となっている。施設基準を緩和することにより、小規模施設による重度障害児の受け入れの促進が見込まれ、住民サービスの向上に資するとともに、より安定した施設の運営が可能となる。(参考)福祉型障害児施設入所者数(平成31年3月現在):16名⇒このうち、6名が重度障害児支援加算の対象にもかかわらず、施設要件により加算が認められないのは、現場の状況や地域性が考慮されていないものとする。 ○本市における医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所は6ヵ所で定員は1日27人。また、短期入所については2事業所のみとなっており、充実を求める保護者の声もあがっている。施設基準を緩和することで対象児の受け入れ促進につながる。	障害児入所施設における報酬の在り方については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部において検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
271	「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)において、「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める機密等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとされ、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第119号)により、介護保険法及び介護保険法施行規則(以下「介護保険法等」という。))に基づく文書の削減がなされたところである。しかしながら、介護保険法等と、老人福祉法及び老人福祉法施行規則(以下「老人福祉法等」という。))に基づく文書には重複するものが多いにもかかわらず、老人福祉法等に基づく文書の削減はなされていないことから、介護事業者の負担軽減及び行政の事務処理の簡素化が図られたとは言えない。厚生労働省からの1次回答において、老人福祉法等に基づく届出文書については、介護保険部会の下に新たに設置された「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における検討結果も踏まえ、必要な見直しを進めるとのことであるが、前述の閣議決定から介護保険法施行規則等の一部改正までの間に、たとえば申請者の定款の提出を不要とするなどの文書の削減に関しては、一定の議論が尽くされていることを踏まえ、少なくともこれに関する部分は改めて検討するまでもなく見直すべきではないか。その上でさらに見直しを検討するものについては、今後の検討時期(日程・スケジュール)及び検討方法について、具体的に明示することを求めるとともに、介護保険法等に基づく書類との共通性、整合性等を考慮の上、老人福祉法施行規則等を速やかに改正することを求める。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		介護分野の文書削減に関しては、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)において、「文書量の削減に向けた取組」について、介護分野においては、2020年代初頭までの文書量の半減に向け、国及び地方公共団体が求める文書や、事業所が独自に作成する文書の更なる見直しを進めるとともに、地方公共団体ごとに様式や添付書類の差異があるなどの課題について検討を行い、2019年中目途に一定の結論を得て、必要な見直しを進める。」とされている。このうち、「国及び地方公共団体について、順次、実態把握及び必要な見直しの検討を行っており、この一環で、指定申請については、定款・寄付行為、管理者の経歴、役員の名・生年月日・住所、資産の状況等の項目につき削除する省令改正を行い、平成30年10月1日に施行済み(平成30年厚生労働省令第30号及び第119号)。これに加えて、今年度は、更なる見直しのため、介護保険部会の下に新たに「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」を設置し、介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び事業者が協働して、必要な検討を行う予定であり、同専門委員会の検討結果も踏まえ、必要な措置を講じていく予定。同専門委員会において、老人福祉法及び老人福祉法施行規則に基づく届出文書についても検討を行い、その結果も踏まえ、必要な見直しを進める。
276	市町村における利用調整においては、従来から地域型保育事業に限らず、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応しているところである。そのうえで、広域利用の希望が発生した場合は、児童福祉法第56条の6第1項に基づき、保育の利用等が適切に行われるように、当該市町村間において相互に連絡及び調整を図っているところである。市町村は、当該市町村内に居住し保育を必要とする子どもに対して保育を提供する義務を負っているため、他市町村に居住する子どもとの利用に関する優先度については、その地域の待機児童の発生状況や保育施設の利用状況踏まえた取扱いをする必要がある。そのため、当該保護者の保育の必要度も踏まえたうえで、他市町村の子どもの利用をお断りするケースは、現在の保育所の広域利用においても発生している。こうした中で、保護者が他市町村の地域型保育事業を希望した場合に、「地域の実情に応じて利用をお断りすること」は、「確認」「同意」によらずとも可能であること、また、特定教育・保育施設においても、地域の実情に応じて広域利用の調整を行うことができていることから、地域型保育事業について、特定教育・保育施設と同様、全国に効力を有することとしても、何ら支障は生じないと考える。また、簡素化規定については、なおも、協議書の作成や公示、都道府県への届出、事業者における確認申請などが必要となっており、市町村・事業者にとって負担が生じるものとなっている。	【松山市】 従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかけ離れたものであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施設等の確認」と同様の措置を求める。			【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○現状でも、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」(その前段の「同意」を含む。以下同じ。)が行われる前に、市町村間の調整は利用調整の過程で十分行われているところである。その上で当該「確認」事務を廃止した場合に生じる具体的な支障があればお示しいただきたい。支障がないのであれば、廃止に向けた検討をするべきではないか。 ○子ども・子育て会議において、地域型保育事業者に対する事業者所在市町村以外の市町村が行う「確認」を廃止することについて、早期に具体的に議論いただきたい。	地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応するという地域型保育事業の性格や、これまでの事務の簡素化の状況踏まえつつ、更なる負担軽減の必要性、方策等について検討する。
278	重度障害児支援加算算定にあたっては、その施設基準で大規模な重度障害児入所棟の設置を前提としている。そのため、国においても推進している小規模グループケアを行った結果、重度障害児支援加算費を算定できないといった事例がある。現行の重度障害児支援加算における施設基準は、小規模グループケアと相反するものであり、実際には全面的な介助を必要とする児童や、激しい行動障害への対応により、支援にあたっては、より多くの施設職員を割いているにもかかわらず、重度障害児支援加算が算定できず運営面での負担となっている。現在、福祉型障害児入所施設を利用する障害児の障害像や行動特性は多様化しており、重度障害児とそれ以外の障害児が混在して暮らしているケースも少なくなく、施設は障害特性に応じたユニット編成、支援を行っている。 2021年度報酬改定にあたっては、こうした現状を踏まえ、重度障害児のみの重度障害児入所棟ではなく、重度障害児以外の障害児との小規模ユニットであっても重度障害児支援加算の算定を可能とし、施設を利用する障害児にとってより充実した支援につながるよう、積極的な検討とともに、以下1及び2の対応をお願いしたい。 1 重度障害児支援加算に係る施設基準のうち、以下の3要件全てを不要とする方向で検討いただきたい。 (1) 重度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とする。 (2) 重度障害児入所棟の定員は、おおむね20人以上とする。 (3) 加算の対象となる障害児の居室については、1階に設ける。 2 小規模グループケアを進めることで、事実上、重度障害児支援加算を算定できなくなっている現状について、厚生労働省の見解を示していただきたい。あわせて、今後の検討の場等について具体的に示していただきたい。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○障害児入所施設における小規模グループケアが推進されている中で、重度障害児支援加算費の施設基準も施設の小規模化に合わせた見直しを行うべきではないか。 ○現在開催されている「障害児入所施設の在り方に関する検討会」等において、本提案について真摯に議論した上で、前向きな結論を出していただきたい。	第1次回答でお答えしたとおり、「障害児入所施設の在り方検討会」等の場で議論を深め、令和元年12月の検討会取りまとめを踏まえ、2021年度の次期障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
282	目 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化及び施設整備の所管の一元化	幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。	制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。 (申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの)	幼保連携型認定こども園の施設整備において、保育所相当部分と幼稚園相当部分の区分をなくし、窓口を一本化することにより、同一の内容でか所に協議・申請する手間や、煩雑な按分計算、修正が生じた際の調整連絡等が不要となり、事業者、自治体の事務の効率化が期待される。	児童福祉法56条の4の3、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱ほか	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会		<ul style="list-style-type: none"> ○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。 ○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう一方の省にも送付する必要があり事務が煩雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。 ○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。 ○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとつて事務負担が大きい。 ○当市で認定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。 ○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。 ○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が煩雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一した対応がなされておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。また、疑義が生じた事業について都道府県を通じて質問をして結局は国の担当者まで連絡することになっており、回答に時間がかかることも事務負担の増になっている。都道府県で早期に回答できる仕組みを構築することも必要と考える。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業者着手が出来ず、急ぎと急がず事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回復及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早く所管の一元化を急ぐ。 ○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるよう改善が必要である。 ○制度の所管省庁が複数に跨がっていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備において複数庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならない。事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。 ○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。 ○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。 ○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。 ○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。 ○当市においても、平成29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。 ○当県でも申請事務が煩雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一した見解を求められないことなど支障をきたしている。 ○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務が複雑にしている。 ○認定こども園の新増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示、文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事が完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。 ○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。 ○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。 ○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩雑となっている。 ○当市も按分計算等事務の煩雑さに苦慮している。また事業者の事務の負担も大きい。是非とも一本化してほしい。 ○厚生労働省と文部科学省それぞれ補助制度があるため事務執行が負担となっている。 ○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定されているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例もあった。(待機児童解消の施策に影響が生じた) ○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。 	認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、 ・事業費集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
282	<p>これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定こども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定こども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p>		<p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要があり、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p>		<p>【全国知事会】 認定こども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>認定こども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。 <p>今後も更なる事務負担の軽減に向けて、引き続き関係府省と連携のうえ検討してまいります。</p>

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
286	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業に係る助成決定の迅速な情報共有	企業主導型保育事業の助成決定に係る(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者に紹介できなかった。	企業主導型保育事業について、(公財)児童育成協会から市町村への助成決定の情報提供が遅れたために、既に開設している当該保育施設を利用希望者の解消に資する。	利用希望者に対して正確な情報提供ができるようになり、待機児童の解消に資する。	子ども子ども支援法、企業主導型保育事業費補助金実施要綱	内閣府、厚生労働省	東大阪市	旭川市、仙台市、秋田県、横浜市、川崎市、大宮市、大阪市、高槻市、茨木市、富田林市、兵庫県、鳥取県、島根県、広島市、松山市、富山県、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育の無償化に伴い、当該施設・事業を利用する認定保護者への給付が事業開始日から行われるためには、認可外施設については、事業開始日までに、都道府県への届出・市町村の確認が行われている必要があることから、都道府県に対しては迅速な状況提供を求め、 ○企業主導型保育事業の地域特利用者の中心に認可施設に入所できなかった待機者がいる。地域枠の把握や空き状況などの情報を把握できないため、利用を希望する待機者に正確な案内ができず苦慮する場面が多い。空き状況を常時確認できるページ(インターネット)の公開など情報提供を望む。 ○本市でも同様に、児童育成協会に企業主導型保育事業の質問をした際の回答に時間がかかる場合が多く、その回答も不明確な場合があるため、事務的な負担が生じているもの。 ○平成30年度においては、内示については情報提供があったものの、最終的な交付決定の状況については情報提供されておらず、開所状況の把握が困難であった。企業主導型保育事業の開所状況については、国から依頼のある「子育て安心プラン実施計画」の実績値にも含まれることとされていることから、迅速な情報提供を求め、 ○児童育成協会からの助成決定に係る自治体への情報提供については、助成決定を受けた翌年度の5月～6月頃まで一切行われず、以下のような多様な問題が生じている。 <ul style="list-style-type: none"> ①自治体において、管内で実施されている事業者の把握ができない ②地域住民や施設利用者から問合せ等を受けても、当該事業者が企業主導型保育事業実施者かどうか分からない ③待機児童対策の受け皿として位置付けられているものの、市町村において利用希望者への情報提供ができない ④待機児童数の算定に正確に反映できていないかどうか不明確 ○企業主導型の定義変更は比較的自由にできよう、事業者の都合によって助成対象外となり、企業主導型保育施設でなくなる事が可能と聞いている。利用希望者に対してはもとろんだが、議会質問や子ども・子育て会議、待機児童調査、子ども・子育て支援事業計画にも影響するため、その都度、開設・助成申請取りやめ予定施設と連絡を取る必要があり、迅速で正確な一元化された情報提供が必要となる。 ○企業主導型については、担当課で正確かつ最新の情報がわからないこともあるので、情報の共有がスムーズになれば、待機して保護者にも情報を紹介できることになる。 ○30年度に内示・助成決定した施設についても、児童育成協会は年度内に公表できず、待機児童解消に効果を発揮しているとは言い難い状況であり、市町村への情報提供をよりスムーズに行うよう促していただきたい。 ○平成30年度の運営助成及び施設整備助成決定情報について、児童育成協会から全く連絡がないため、認可外保育施設の開設準備をもって初めて助成決定されたことを把握している。施設を指導する立場にある県においては開設状況を把握できないために適切な指導ができないこと、市町村においては子ども・子育て支援計画の見直しや特定教育・保育施設で利用調整できなかった際の紹介先として施設を把握できないことに支障をきたしている。 ○本県においても、(公財)児童育成協会から都道府県に対する平成30年度分の助成決定情報の共有が図られなくなったことにより、企業主導型保育事業の開設の動きについて、事前の把握が困難となり、市町村における利用調整や市町村計画の策定に支障を来している。特に今後は、無償化に伴い地域特利用者の保育の認定や一時預かり等実施時の施設の確認等が必要になるので、混乱が生じないように事前の情報提供の徹底を要する。 ○開設時期が不透明なので、保護者への周知等が出来ない。(公財)児童育成協会ないし事業実施者から市町村への迅速な情報提供を求める。 ○地域住民などから問い合わせがあった場合に、進捗状況が答えられないことがある。助成決定や開所日等の情報について、迅速に情報提供を求める。 ○企業主導型保育事業は有効な保育資源として考えており、地域枠を整備量に計上しているが、設置状況の把握が遅れることにより、利用希望者に対して正確な情報提供ができない。 ○加え、把握が遅れることによる保育所等の整備計画に支障が出る可能性がある。 ○企業主導型については、認可外保育施設としての指導監督が必要となるが、助成決定の情報共有がなければ、いつ開設されるかわからず、適切な指導が実施できない。 ○新規開設施設の情報をもっと多く提供することで、保護者ニーズに答えることが出来る。保留(待機)児童削減にも繋がる。 ○本市においては、待機児童調査の時など、特定時点において独自に利用者情報を施設に照会している時間を要するため、対応に苦慮している。 	平成31年3月18日に公表された「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会報告」において、施設の適切な運営や緊急時の円滑な対応に資するよう、各施設が自治体に対し、定員・利用者・従事者等の状況を定期報告する仕組みを検討するべきである。とされており、報告を踏まえ、実施機関から自治体へ保育施設の助成決定等を情報提供・各保育施設から自治体へ利用者情報の提供を徹底することなどについて、現在具体的に検討を進めているところである。
293	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所等の実地監査の功利的な実施方法の周知等について	保育所及び幼保連携型認定子ども園の実地監査について、監査内容の弾力的な運用を検討するにあたり、好事例や留意事項を示すなど、効率的な実施方法を周知していただきたい。	保育所に対する実地監査については、全ての施設に対して年1回以上実施することとされている。さらに認定子ども園など複数の施設の実地監査もあることから、監査を実施する自治体の負担になっているとともに、監査を受ける施設側にも大きな負担となっている。	保育料の無償化に伴い、年1回以上の立入調査を行うことを原則としている認可外保育施設の増加など、監査対象施設が増えることが予想されるが、効率的な監査の実施ができるようになり、事務負担の軽減に資する。	児童福祉法施行令第38条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条第1項、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に基づく(幼保連携型認定子ども園)に対する指導監査について(通知)」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	富山県	福島県、須賀川市、石川県、豊橋市、大宮市、八尾市、南あわじ市、広島市、松山市、宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○実地監査の対象施設が増加する一方で、人員や時間は限られており、年1回以上実施することは、年々困難になっている。 ○認可保育所・認定子ども園の指導監査と、認可外保育施設の立ち入り調査を行う部署が分かれており、提案団体と同様の状況ではないが、子どもの安全確保・保育の質の向上等の観点から、指導監査、立ち入り調査を行う確認・指導等に求められるものは年々高度化しており、事務負担軽減の観点から、実地監査の効率的な実施につながる対策が必要である。 ○認定子ども園も、提案団体と同様、保育所等に対する実地監査が多岐にわたる負担となっており、その実施方法の効率化が課題である。(※監査対象施設数(中核市実施分除く)・保育所:162、幼保連携型認定子ども園:86(1施設当たりの所要時間は2～3時間。施設規模、指摘状況によって長時間に及ぶケースもあり)、認可外保育施設:23(1施設当たりの所要時間は1～2時間)計 271施設) ○本市でも保育園、認定子ども園、地域型保育事業所の施設数が年々増加しており、実地監査の効率化が必要であり、好事例や留意事項を提示しただけでは業務負担の軽減につながる。 ○当県においても、提案団体と同様、弾力的な指導監査の実施方法等について、検討を行っているところであり、今後の検討に資するため、弾力運用の具体的な内容や留意事項、さらには、優良事例等を示していただきたい。 ○当県では、令和元年5月30日付け厚生労働省子ども家庭局保育課からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施方法(ガイドライン)」について、具体的に示していただきたい。 ○年1回以上とされている立入調査について、実地だけでなく、実地や書面、集団指導など、地方の実情に合わせた実施ができるよう、地方自治体から判断できるようにされた。 	昨年12月に「保育所等における保育の質の確保・向上に関する実態調査について(協力依頼)」(平成30年12月19日付け事務連絡)により、都道府県等を対象として、指導監査の効率的かつ効果的な実施状況等に關して調査を実施したことを踏まえ、都道府県等に対し、「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」(令和元年5月30日付け事務連絡)により、当該調査結果及び都道府県等における指導監査の効果的・効率的な取組の実施例をお示し、効率的かつ効果的な指導監査の実施に努めていただくようお願いしたところであり、対応済み。引き続き、都道府県等が保育所等の指導監査の際に提出を求めている書類等を精査した上で、監査事項の具体化・明確化を図るなど、更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策を検討していく。
294	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	病児保育事業の配置基準緩和と可能地域の明確化	病児保育事業において、「離島・中山間地その他の地域で病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めない」という理由で、医療機関併設型で定員2人以下の場合には、配置基準を緩和して実施できるとして、離島・中山間地その他の地域を明確化すること。	病児保育事業の実施については、要綱において離島・中山間地域を念頭に保育士及び看護師等職員の配置が条件付きで緩和されているところ。他方、要綱上当該緩和は「離島・中山間地域その他の地域」が対象となっており、「その他の地域」に具体的に含まれるかどうかについては明確になっていない。	病児保育事業の規制緩和に係る対象を明確化することにより、地域医療機関との連携した病児保育事業が実施できることとなり、子育て世帯への支援が向上し、少子化対策に資する。	児童福祉法、病児保育事業実施要綱	内閣府、厚生労働省	金武町	南あわじ市	—	「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日付け厚生労働省雇労均等・児童家庭局長通知)において、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、「保育士及び看護師等の2名以上の体制で行うこと」を原則としている。「その他の地域」とは、離島・中山間地のほか、事業の安定的運営を行うため、病児保育の利用児童の見込みが少ないと市町村が認めた地域と明確化しており、この場合、例外的に、定員2名以下の医療機関併設型で病児保育事業を実施する場合のみ保育士・看護師等職員の配置基準を緩和できるとしている。提案団体の要望内容は、「その他の地域」にはあたらないため、原則どりの対応とされた。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
286	「企業主導型保育事業の円滑な実施に向けた検討委員会」において、自治体との連携について検討をしていただいております。併せて、内閣府が定め、新たな実施機関において確実に実施されるよう望みます。また、企業主導型保育事業者から自治体への利用者情報の提供については、事業者へ義務付け(「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」に盛り込むなど)、早期に実現されることを望みます。		【松山市】市の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理を行うにあたり、企業主導型保育事業の地域性も「確保の内容」として、事業者からの事前相談がなければ、新規設置の状況が把握できない。また、内示状況についても、事業者に聞き取りを行っているため、手間と正確性の観点から、速やかに公表されなければ、今後の保育定員を確保するための検討や「子育て安心プラン」の策定に際して支障が出る。また、待機児童数調査の際に提供される利用児童のデータが一部だけのため、調査に際して、まったく役に立たない。そのため、各施設の申請状況、内示決定状況、利用児童状況(特に人数)をタイムリーに提供していただきたい。【宮崎県】提案団体の意見を十分に尊重いただきたい。		【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		第1次回答のとおり、検討委員会報告を踏まえ、企業主導型保育事業費補助金実施要綱等に盛り込むべく、現在具体的に検討を進めているところである。
293	1次回答にあるとおり、令和元年5月30日付け事務連絡の「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」により、指導監査における効果的・効率的な取組の実施例として、実施検査の際の重点項目を定め、前年の実施検査で指摘がなかった保育所は当該項目のみ実施するなどの実施例を示していただいたところである。しかしながら、保育料の無償化に伴い認可外保育施設の増加が見込まれることから、これまで以上に効率的な指導監査の実施が必要となる。ついては、事務負担の軽減に資する更なる指導監査の効率的かつ効果的な方策について、速やかに検討のうえ、提示をお願いしたい。		【松山市】2019年度中に結論を得るとしている事務の効率化の議論を進めていただき、委託の仕様書でも使えるレベルで画一的な方法で誰でも結果が同じになるような基準整理と判断基準の明確化を期待する。(企業主導型の監査の委託仕様書が検討されていると思われるため、同様に公開すれば良い)また、保育所と同じ社会福祉施設でもある幼保連携型認定こども園についても併せて検討していただきたい。		【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		更なる指導監査の効率的かつ効果的な実施のための方策については、今年度調査研究を行っており、指導監査において最低限必要な確認項目・提出文書等の精査を行うなど、自治体職員・保育士等の事務負担を軽減する方策を検討することとしている。
294	特に意見なし				【全国知事会】病児保育事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とすること。【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

厚生労働省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
295	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士実務者研修における看護師等	介護現場で働く看護師等が、介護福祉士の資格取得を目指し、実務者研修を受講する場合、平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集」の送付について(その3)」により、看護師又は看護師養成所を修了した者であっても、450時間以上の教育内容を全て受講する必要がある。このため、平成30年度に、実務者研修を受講しようとする看護師から「科目“医療的ケア”について受講免除とならないか」と問合せを受けたが、上記取扱いにより、「受講免除にならない」と回答せざるを得なかった。ただ一方で、教育内容のうち、科目“医療的ケア”(受講時間：50時間+実技演習)については、喀痰吸引等研修の修了者が受講免除の取扱いとなっており、その資格に基づき喀痰吸引等の行為を行うことができる看護師等に対して、医療的ケアに関する講義への受講を求めることは、取扱いにバランスを欠くものとする。	介護現場において、医療に加えて介護の専門的知識を有し、医療・介護両方の視点で助言・提案を行うことのできる看護師等は非常に貴重な存在である。看護師等が実務者研修を受講する場合に、科目“医療的ケア”について受講免除扱いとすることで、看護師等が実務者研修を受講しやすくなり、介護現場で働く職員の質の向上につながる。また、科目“医療的ケア”については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介護の質の低下につながるおそれはないと考える。	平成25年5月23日付け事務連絡「実務者研修にかかるQ&A集」の送付について(その3)」により、看護師等が実務者研修を受講する場合に、科目“医療的ケア”について受講免除扱いとすることで、看護師等が実務者研修を受講しやすくなり、介護現場で働く職員の質の向上につながる。また、科目“医療的ケア”については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介護の質の低下につながるおそれはないと回答している。	厚生労働省	鳥取県、中国地方知事会			福島県、埼玉県、徳島県	○当県においても、同様の問い合わせは1件あり、同様に受講免除とならない旨回答した。科目“医療的ケア”については、看護師等であれば当然身につけているはずの内容であり、この科目の受講を免除したとしても、介護の質の低下につながるおそれはないと考える。 ○当県においても、介護現場で働く看護師等が存在するが、介護現場において、利用者へ医療的助言を行いつつ、かつ介護のケアを行うことのできる看護師等は施設などにとっても非常に貴重な存在である。看護師等の実務者研修受講について、科目免除を行うことで、介護人材の不足している介護現場にて働く看護師等の定着や増加につながる。 ○当県においても同様の相談があり、受講免除にならない旨を回答した。 ○平成30年度に、看護師等の資格をもっている方から、同様の問い合わせがあった。事務連絡において、450時間以上の教育内容の受講が必要とされているため、「免除対象とならない」と回答している。	看護師等有資格者の介護福祉士実務者研修における医療的ケアの履修については、当該有資格者の専門性と当該研修の科目内容の対応関係を整理した上で受講効率的向上の観点から、科目免除とする見直しを予定しているところ。 具体的には、関係府庁等と調整を行い、年内を目途に関係通知改正及び新たなQ&Aの発出を行う。
298	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、都道府県以外の者が補助事業者となる場合の都道府県經由事務の廃止すること。	【現行制度】個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金における補助事業者(市町村)と国との間の交付申請、交付決定及び実績報告等の事務(以下「交付事務」という。)については、都道府県を経由して行うこととされている。 また、社会保障・税番号制度システム整備費補助金における補助事業者(総務省所管補助金では都道府県及び市町村等、厚生労働省所管補助金では協会等)と国との間の交付事務についても、都道府県を経由して行うこととされている。(都道府県が補助事業者となる場合の交付事務は、都道府県と国とが直接行うこととされている。) 【支障事例】交付事務は、年度末・当初の極めてタイトなスケジュールの中行わなければならないため、大きな事務負担が生じており、都道府県における業務効率化を阻害している。 なお、個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金の交付事務に係るスケジュールについては、平成30年の地方からの提案等に関する対応方針において部分的に見直しが行われたものの、都道府県等の事務負担が十分に軽減されているとは言えない状況である。 そもそもこれらの補助金は国の政策により交付されているものであり、短い交付事務スケジュールの中で取立て都道府県を経由させる必要性が認められない。本業国が負うべき事務負担を都道府県に転嫁しているのにはかならないと考える。	年度末・当初における都道府県の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなるとともに、国が補助事業者との間で直接交付事務を行うことにより、より迅速・確実な予算執行が期待される。	個人番号カード交付事務費補助金交付要綱、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省、厚生労働省	鳥取県		宮城県、鹿沼市、川崎市、高山市、浜松市、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岩手県、宮崎県	○都道府県にとっても、国の代わりに市町村へ支出負担行為を行うなど、本来必要のない事務を行うことは、多大な負担となっている。 ○社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、市町村が交付申請を行う際に都道府県が取りまとめ及び審査を行うこととされており、短いスケジュールの中で高い業務負担がかかっている。	【総務省】個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)に基づき、これらの補助金の円滑な執行の確保を図るため、都道府県に市町村(特別区を含む。以下同じ。)[における算定等の取りまとめを実施していただいているところであり、今後補助金を適切に交付するため、引き続き御協力をお願いしたい。 なお、補助金に関する照会のスケジュールの見直し及び事前周知については、昨年度実施したところであるが、都道府県及び市町村における負担軽減について引き続き検討してまいりたい。 【厚生労働省】国民健康保険組合(以下、「国保組合」という)は、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受け設立されている。国保組合の予算・決算については都道府県への届出を求められていることから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る申請等の手続きについても、都道府県における審査が必要であると考えられるため、引き続き、都道府県を経由した申請としたい。 なお、当該補助金は要件に合致した国保組合を所管する都道府県への交付を予定しているが、提案団体へは要件に合致する国保組合はないため事務は生じないものと考えている。	
300	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	里帰り出産等における一時預かり事業の明確化について	一時預かり事業の利用対象児童について、里帰り出産時等など、居住地の保育所に入所・在籍している乳幼児を居住地外の保育所等に再度入所できることは限らず、利用者は退所(園)に臨み切ることができない。 また、自治体の判断によって、居住地の保育所等退所(園)せずとも一時預かり事業の対象とすることができるもの、一時預かり事業に係る広域利用の場合の補助金や入退所に伴う施設型給付の取り扱いについては不明瞭である。	居住地の保育所等に入所・在籍している乳幼児が居住地外で一時的預かりが可能かどうか、また居住地の保育所等入退所の取り扱いが明確となることで、法の解釈で今まで実施していなかった自治体でも一時預かり事業を実施することができること、自治体間調整が不要となり事務負担が軽減されることで広域利用が進むことから、産前産後の身体的負担を軽減し、産み育てやすい環境が整備され、子育てしやすい社会の実現に貢献することとなる。	児童福祉法第34条の12、児童福祉法施行規則第36条の35第1号	内閣府、厚生労働省	鳥取県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、荒川区、川崎市、南あわじ市、米子市、山陽小野田市	○当市でも、里帰り出産をする際の一時預かり事業に対する扱いが利用者の居住地と異なるために、案内や調整に苦慮するケースがあるため、明確化を求める。 ○当該事項については取扱いが不明瞭で自治体によって対応が異なるため、対応の明確化が必要である。 ○当団体においても同様の実態があり、保護者の不利益になることが生じる場合もある。制度の明確化が必要と考える。 ○当市においては、在籍児童でない場合だけ、里帰り出産での一時預かりを受け入れしめる。(同一児童に二重給付と考えるため)提案自治体の制度の効果に賛同できると考えるため、明確化されることを要望する。	一時預かり事業については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく、地域子ども・子育て支援事業として、市町村が地域の実情を踏まえて実施しており、当該市町村の子どもが対象となることが原則。 一方、事業実施に係る要件等は、「一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日)」(以下、「実施要綱」という。)[において全国統一に定められているが、実施要綱上の対象児童は、「主として保育所、幼稚園、認定子ども園等に通っていない、又は在籍していない乳幼児」としており、幼稚園の里帰り出産の場合でも、地域の実情に応じて対象とすることは可能である。 なお、里帰り出産のために保育園を退園した後、当初利用していた園に戻れるかについては、他の利用者の申し込みや園の定員等により左右されることとなるが、市町村の判断で、当初利用していた園に優先的に利用調整していただくことは可能な取扱いとなっている。		
301	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療機関受診の際の身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証のなりすまし使用への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると医療機関が判断した場合は、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	なりすまし受診を防止することにより、被保険者証の適正利用の推進が可能となる。また、血液型やアレルギー等の情報の取り違え等による重大な医療事故の防止につながる。	健康保険法施行規則第53条、保険医療機関及び保険医療費担当規則第3条	厚生労働省	川口市	宮城県、豊橋市、田川市	○現在は、任意で本人確認書類の提示を求めると、拒否されることがあるため、身分証の提示要求の権限の付与は一定の効果があると考える。 ○過去に少なくとも、2度「なりすまし受診」が発覚し、事務的な作業(レポートの取り直しや再請求、カルテの再作成等)が発生している。これは、いずれも、兄弟が同意の上で保険証を貸し借りをしたことによる「なりすまし受診」であった。 ○グローバル化が進みます進む中、被保険者証の適正な使用を求め、適正な保険給付を行うことは、重要な視点であると考ええる。	平成30年末に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で取りまとめられた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、医療機関が必要と判断する場合には、健康保険証とともに本人確認書類の提示を求めることができる旨の通知を发出することを検討している。 なお、本年、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の導入等を内容とする健康保険法等改正を行った。令和3年3月から、オンライン資格確認を開始し、令和4年度中には概ね全ての医療機関でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能となることを目指している。 【外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策】(抄) 「他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。」		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
295	速やかに見直しを行い、介護福祉士実務者研修実施施設等の関係機関に対し、丁寧に周知していただきたい。					提案団体は、速やかな見直し及び関係機関への丁寧な周知を求めていることから、今年中に必要な措置を講ずるとともに、関係機関への周知を行っていただきたい。	看護師等有資格者の介護福祉士実務者研修における医療的ケアの履修については、当該有資格者の専門性と当該研修の科目内容の対応関係を整理した上で受講効率の向上の観点から、科目免除とする見直しを予定しているところ。現在、関係省庁等と内容の調整を行っており、年内を旨に関係通知改正及び新たなQ&Aの発出を行う。
298	総務省の回答中「これらの補助金の円滑な執行」について、本補助金を適切に実施し、かつ速やかに交付を行うという意味であれば、第三者である都道府県に受付・審査・交付決定させるより、本補助金を所管する総務省が直接交付申請を受け内容を審査し交付決定を行うことが最も適切な補助の実施となることは間違いなしし、都道府県を経由しなくればより速やかに補助金の交付を行うことができるのではないのでしょうか。本提案は、本補助金について都道府県を経由せず総務省が直接実施することを求めるものであり、総務省が直接実施できない理由をお示しいただきたいと存じます。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		【総務省】 補助金等の交付に関する事務については、その過程で生ずる複雑多様な事務を画において一括処理することは必ずしも効率的ではなく、特に本提案に係る補助金のように、全ての市町村からの申請を受けようとするような補助金については、仮に国で全ての事務を処理することした場合、国での事務に要する時間を確保すること、申請団体に極めて短期間での作業をお願いすることとなるおそれがある。また、補助金の申請や実績報告に関しては、現地事情を的確に把握して円滑に行う必要があることから、日頃から管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)における事務処理の状況を知り、その職員とコミュニケーションをとっている都道府県において、提出状況や内容の確認を実施いただくことが、より適切かつ効率的な補助金交付事務の実施に繋がると考えている。 そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第28条第2項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号)第17条第2項に基づき、都道府県知事の同意を得て補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県知事が行うことができるとされており、本提案に係る補助金に関しても、全ての都道府県知事から同意を得ているところである。 上記の趣旨及び経緯を踏まえ、個人番号カード交付事業費補助金、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金については、管内市町村における個人番号カード交付事務や個人番号関係事務に係る現地事情を的確に把握され、管内市町村と円滑に連絡・調整を実施することができる都道府県に、引き続き御協力をお願いしたい。 【厚生労働省】 ※一次回答から変更なし
300	地域の実情に応じて対象とすることは可能という回答ではあるものの、自治体間で取扱いに差があることは保護者にとって不公平であり、また自治体においては案内や調整等で苦慮するケースがあることから、明確化を求めているものである。 加えて、待機児童が平成30年10月1日時点で全国約47,000人いる中、里帰り出産により一度退園した場合は入所保留の児童が入園することとなり、退園した園へ戻れる保証があるとは言えないため、再度御検討・回答をいただきたい。 併せて、受け入れた場合の補助金の全国統一単価の創設や施設型給付の取扱いの明確化を求めていることについても、回答をいただきたい。		【米子市】 引き続き、在籍児童が一時預かりを利用した際の「入退所に伴う施設型給付費及び補助金の取り扱い」について、全国統一の制度の明確化を求める。 地域の実情に応じ市町村判断で預かりや退所、優先利用調整による再入所を行う現状のままでは公費の二重投入が起こりうる。これを防ぐためには現制度下では「在籍児童は里帰り先の預かりは不可」と画一的に取り扱うしかなく、保護者の不利益となる。 一次回答では「当初の園に戻る際の優先的な利用調整は可能」とされたことで、前述の場合も児童がいったん退所することで公費の二重投入及び保護者の不利益を回避できると思われるが、在籍施設は児童の退所と同時に給付を受けられなくなり、対象児童が再入所するまで収入減となる。現状の給付制度のままでは収入減を防ぐためには新たに児童を入所させることなく、対象児童の再入所は職員体制等から確保できない場合がある。施設が不利益を被ることになるため、対応が必要。		【全国知事会】 一時預かり事業については、地方の事業実施に支障が生じないようにするとともに、自治体の事務量が過大とならないよう留意しながら、自由度の高い交付金とする。なお、所管省の回答で里帰り出産の場合でも一時預かり事業が利用可能であるとなっているが、各自治体に対して十分な周知を行う必要がある。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。	里帰り出産の時に、通園していた保育所等を退所しなくとも一時預かり事業が利用可能であること、その際には交付金の対象となること等について、明確化する内容や周知の方法及びスケジュールを2次ヒアリングまでにお示しいただきたい。	保育所入所児童であっても、保護者や児童が抱える個別の事情を考慮し、一時預かりの利用が適当であると市町村が判断した場合は、保育所等に在籍しながら一時預かりを利用することが可能である。この旨周知してまいりたい。 里帰り出産等により保育所を退所した児童の再入所における保育所等の利用調整については、児童福祉法に基づき、市町村が責任を持って判断すべきものであり、そのFAQをお示しているところであるが、改めて事務連絡等で周知してまいりたい。 (参考)子ども・子育て支援新制度自治体向けFAQ ② 母親の里帰り出産等による帰省中に当初の施設・事業所と異なる施設・事業所を利用する場合 ③ 里帰り出産先等において他の特定教育・保育施設等を「利用」する場合で、当初の特定教育・保育施設等を退所(園)しているのであれば当該他の特定教育・保育施設等について広域利用(又は転園)として給付費及び利用者負担が発生します。なお、この保育利用者が転園後に帰省先から戻った場合は、市町村の判断で、当初利用していた特定教育・保育施設に優先的に利用調整していただくことも可能です。また、当初の特定教育・保育施設等を何らかの理由で退所(園)していない場合は二重在籍はできませんので、一時預かり事業等での対応となることが想定され、その利用料が別途発生します。 一時預かりの補助金については、里帰り先の自治体が補助金の請求や、実施主体になることが可能であること等をお示しする。
301	可及的速やかに実施を願います。				【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		1次回答で回答したとおり、医療機関が必要と判断する場合には、健康保険証とともに本人確認書類の提示を求められることができる旨の通知発出について検討を行っているところであり、速やかに対応してまいりたい。